

## 手続開始の公告・説明書

令和5年9月1日  
(契約責任者)西日本高速道路株式会社  
〇〇支社長 高速 太郎

次のとおり、簡易公募型競争入札方式による指名競争入札参加者の選定の手続を開始するとともに、「1-8. 図書交付」に掲げる「入札関係書類」及びその他関係法令に定めるもののほか、本「手続開始の公告・説明書」(以下「本公告」という。)に記載のとおり実施するので、入札参加者は、「入札関係書類」を熟読し、「入札者に対する指示書」を遵守した上で参加すること。

なお、各用語の定義については、「〈別紙 用語の定義〉」に記載のとおり。

第1 調達手続の概要	
1-1. 調査等名	●●自動車道 ■■地区道路詳細設計業務
1-2. 契約担当部署	西日本高速道路株式会社 〇〇支社 □部 ■課 (住 所)〒123-4567 ●●県〇〇市△△町1-2-3 (TEL)01-2345-6789 なお、関連情報を入手するための照会窓口も同様とする。
1-3. 落札方式	<総合評価落札方式(簡易型)> ※詳細は「〈別紙 用語の定義〉」及び「第4 総合評価落札方式」に記載のとおり
1-4. 電子入札対象	<対象> ※詳細は当社Webサイト掲載の「電子入札留意事項」のとおり <a href="https://corp.w-nexco.co.jp/procurement/e-bid/">https://corp.w-nexco.co.jp/procurement/e-bid/</a>
1-5. 発注規模特例	<設定なし>
1-6. 一括審査方式	<設定なし>
1-7. 契約金額の約定方法	<総価契約> ※詳細は「〈別紙 用語の定義〉」のとおり
1-8. 図書交付	「入札者に対する指示書 第2 入札者を拘束する書類」に定める「入札関係書類」は、「9-2. 図書交付期間」に記載の期間、入札情報公開システムにより提供する。 <a href="https://corp.w-nexco.co.jp/procurement/library/">https://corp.w-nexco.co.jp/procurement/library/</a> ダウンロードに必要なパスワード「123456789」

第2 業務概要	
2-1. 業務箇所	自)●●県〇〇市◎町 至)●●県〇〇市◎◎町
2-2. 業務内容	本業務は●●自動車道 ◇◇IC(仮称)~△△IC(仮称)間において、協議用図面作成業務等の設計成果を基に道路詳細設計を行うものである。
2-3. 履行期間	契約締結日の翌日から 300 日間

### 第3 入札参加者に要求される資格及び入札参加者を選定するための基準

次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、入札参加者として選定された者は、本業務の競争に参加できる。

なお、入札参加者を選定するための基準は、「調査等契約事務処理要領(平成20年要領第42号)」第12条に規定する調査等請負契約標準指名基準によるものとし、同基準中の「当該調査における技術的適性」については、同種又は類似の業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案する。

また、技術審査基準は別表「入札参加者を選定するための技術審査及び総合評価のための技術評価基準」のとおり。

3-1. 契約不適格者でないこと	審査基準日(「5-2. 参加表明書の提出期間及び方法」に示す参加表明書の提出期間の最終日をいう。以下同じ。)において、「西日本高速道路株式会社契約規程実施細則(平成17年細則第7号)」第6条の規定に該当しない者であること。
3-2. 有資格者であること	開札時において、以下の条件に該当すること。 「令和 5・6 年度西日本高速道路株式会社調査等競争参加資格」の「道路設計」の資格を有する者 ただし、「会社更生法(平成14年法律第154号)」に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は「民事再生法(平成11年法律第225号)」に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、「工事等競争参加資格登録の特例を定める要領(平成21年3月31日制定・要領第41号)」に基づく調査等競争参加資格の再認定を受けていること。
3-3. 入札参加資格停止に関すること	審査基準日(審査基準日を含む。)から落札者を決定する日(決定する日を含む。)までの期間に、「西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領(平成17年要領第96号)」に基づき、「地域1」において、入札参加資格停止を受けていないこと。 ※詳細は「〈別紙 用語の定義〉」のとおり
3-4. 資本・人的関係	資本・人的関係のある者同士が入札手続に参加していないこと。 ※詳細は「〈別紙 用語の定義〉」のとおり
3-5. 特定JV結成に関すること	本業務は、特定設計共同企業体(本公告において「特定JV」という。)としての参加を認めない業務である。
3-6. 有資格者でない者に関する留意事項	「3-2. 有資格者であること」を満たしていない者も参加表明書及び技術提案書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、「3-2. 有資格者であること」を満たし、かつ、指名されていなければならない。

### 第4 総合評価落札方式

4-1. 技術評価点	技術評価点の最高点は 100 点の2倍とし、評価項目及びその配点は別表「入札参加者を選定するための技術審査及び総合評価のための技術評価基準」のとおり。
4-2. 価格評価点	価格評価点は、以下に定めるところにより算出するものとする。ただし、入札価格が契約制限価格を超えている場合は評価しない。また、価格評価点は0を最低点とする。 【算定式】 $X < X_0 \text{ の場合 } Y = 100 - (X_0 - 65) \times (X - 65)$ $X \geq X_0 \text{ の場合 } Y = -0.5 \times (X - X_0)^2 / (100 - X_0) + 100$ この式においてX、X <sub>0</sub> 及びYは、それぞれ次の値を表す。 X 入札率 = 入札価格 / 契約制限価格(税抜) × 100

	X0 価格評価基準額／契約制限価格(税抜)×100 Y 価格評価点
4-3. 価格評価基準額	価格評価点を算出する基準である価格評価基準額は、「入札者に対する指示書 第15-2 低入札に対する対応」に記載の審査対象基準価格と同額とする。

第5 参加表明書の作成及び提出並びに入札参加者の指名	
5-1. 参加表明書の作成	本業務の入札に参加を希望する者は、別表「入札参加者を選定するための技術審査及び総合評価のための技術評価基準」に掲げる資料のうち、参加表明書に関する様式を作成し、参加表明書として提出しなければならない。
5-2. 参加表明書の提出期間及び方法	(1)提出期間:「9-3. 参加表明書の提出期間」のとおり。 (2)提出場所:「1-2. 契約担当部署」に同じ。 (3)提出方法:電子入札システムにより提出すること。 なお、電子入札システムにより提出する場合は、申請書等への押印は不要とし、持参又は郵送による場合は、押印を必要とする。 ※詳細は「電子入札留意事項 8. 申請書、表明書、競争参加資格確認資料及びVE提案資料」のとおり
5-3. 参加表明書の作成及び提出に関する留意事項	(1)参加表明書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。 (2)提出された参加表明書は入札参加者の選定以外には提出者に無断で使用しない。 (3)提出された参加表明書は返却しない。 (4)提出期限日以降における参加表明書の差替え及び再提出は、いかなる場合にあっても認めない。 (5)参加表明書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等のやむを得ない理由により変更を行う場合で、同等以上の技術者であると発注者が了解した場合はこの限りでない。 (6)提出期限までに参加表明書を提出しない者は、入札参加者として選定されない。
5-4. 指名業者数	技術審査評価点の上位5者を指名する。 ただし、同評価の参加表明書提出者が複数あり、上位者が5者を超えて存在する場合は、それらの者をすべて指名する。
5-5. 指名通知又は非指名通知	参加表明書を提出した者には、入札参加者の選定結果を「9-4. 指名通知・非指名通知の予定日」までに通知する。
5-6. 非指名となった者に対する理由の説明	参加表明書を提出した者のうち、非指名となった者は、非指名理由について、契約責任者に対して説明を求めることができる。 (1)提出期限:「9-5. 非指名理由の説明請求期限」のとおり。 (2)提出場所:「1-2. 契約担当部署」に同じ。 (3)提出方法:電子入札システムによることとし、提出した旨を「1-2. 契約担当部署」に電話連絡すること。紙入札方式による場合は、別記様式1「非指名理由の説明請求書」を持参又は郵送により提出すること。 ※詳細は当社Webサイト掲載の「電子入札システム 受注者操作マニュアル (検証機能・説明請求機能)」のとおり

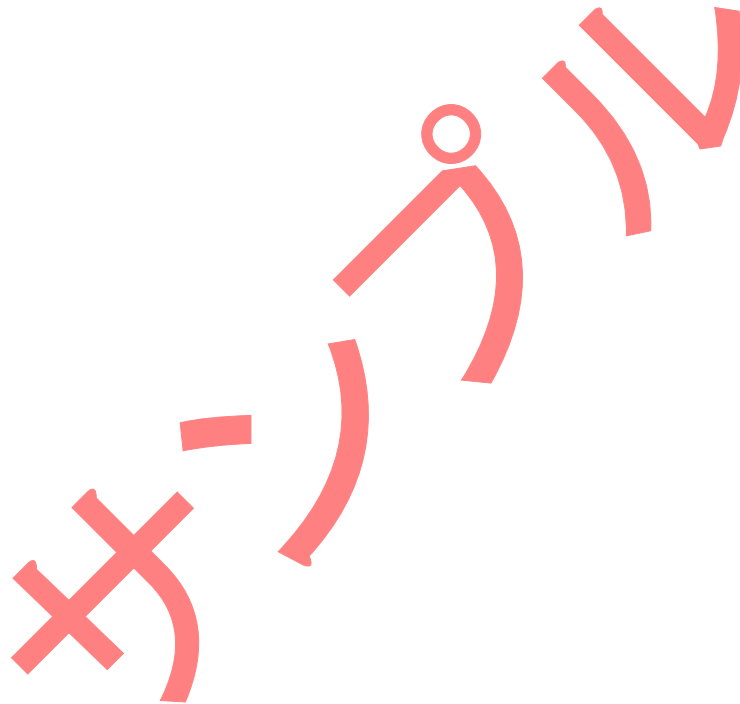
	<p><a href="https://corp.w-nexco.co.jp/procurement/e-bid/">https://corp.w-nexco.co.jp/procurement/e-bid/</a></p> <p>(4)回答方法:非指名に対する理由の説明を求められたときは、「9-5. 非指名理由の説明請求期限」の翌日から起算して5日以内(休日含む)に説明を求めた者に対し、電子入札システムにより回答するので、確認すること。</p> <p>なお、紙入札方式による場合は書面により回答する。</p>
--	---

第6 技術提案書の作成等	
6-1. 技術提案書の作成	「5-5. 指名通知又は非指名通知」により指名された者のうち、本業務の入札に参加を希望する者は、別表「入札参加者を選定するための技術審査及び総合評価のための技術評価基準」に掲げる資料のうち、技術提案書に関する様式を作成し、技術提案書として提出しなければならない。ただし、技術提案書の提出は自由であり、辞退しても、それにより不利益な取り扱いを行わない。
6-2. 技術提案書の提出期限及び方法	(1) 提出期間:「9-6. 技術提案書の提出期間」のとおり。 (2) 提出場所:「1-2. 契約担当部署」に同じ。 (3) 提出方法:持参又は郵送すること。(電子入札システムの対象外)
6-3. 技術提案書の作成及び提出に関する留意事項	(1) 技術提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。 (2) 提出された技術提案書は、申込みに係る技術等の評価以外には提出者に無断で使用しない。 (3) 提出された技術提案書は返却しない。 (4) 提出期限日以降における技術提案書の差替え及び再提出は、いかなる場合にあっても認めない。
6-4. 技術提案書に関するヒアリング	<実施しない>

第7 入札・開札・落札者の決定	
7-1. 入札書の提出期間及び方法	(1)提出期間:「9-9. 入札書提出期間」のとおり。 (2)提出方法:電子入札システムにより提出すること。紙入札方式による場合は、「1-2. 契約担当部署」まで持参又は郵送すること。
7-2. 開札日時及び場所	(1)開札日時:「9-10. 開札日時」のとおり。 (2)開札場所:「1-2. 契約担当部署」に同じ。
7-3. 落札者の決定	「1-3. 落札方式」に同じ。
7-4. 入札の無効	「入札者に対する指示書 第14 入札の無効」のとおり。 なお、契約責任者によって指名された者が、開札の時に「第3 入札参加者に要求される資格及び入札参加者を選定するための基準」に掲げるすべての条件を満たさない場合、当該者が行った入札は無効とする。 また、無効な入札を行った者を落札者としていた場合は落札決定を取り消す。
7-5. 再度入札	「入札者に対する指示書 第16 再度入札」のとおり。
7-6. 低入札価格調査	「入札者に対する指示書 第15-2 低入札に対する対応」のとおり。

第8 その他	
8-1. 質問受付期間及び受付方法	<p>(1)本公告に対する質問がある場合においては、次に従い、提出すること。</p> <p>①受付期間:「9-8. 質問書の受付期間」のとおり。</p> <p>②提出方法:電子入札システムによることとし、提出した旨を「1-2. 契約担当部署」に電話連絡すること。紙入札方式による場合は、「1-2. 契約担当部署」まで持参又は郵送により提出すること。</p> <p>※詳細は当社Webサイト掲載の「電子入札システム 受注者操作マニュアル (検証機能・説明請求機能)」のとおり</p> <p><a href="https://corp.w-nexco.co.jp/procurement/e-bid/">https://corp.w-nexco.co.jp/procurement/e-bid/</a></p> <p>(2)(1)の質問に対しては、電子入札システムにより回答するので確認すること。紙入札方式による場合は、書面により回答する。</p> <p>なお、質問者以外の者のうち、紙入札方式により申請書等を提出した者については、回答内容を電送する。</p> <p>また、次のとおり閲覧に供する。</p> <p>①期間:回答日の翌日から入札書の提出期限の日の前日までの休日を除く毎日、午前10時00分から午後4時00分まで。</p> <p>②場所:「1-2. 契約担当部署」に同じ。</p>
8-2. 苦情申し立て	<p>本手続における競争参加資格の確認又はその他手続に不服がある者は、政府調達苦情検討委員会(連絡先:内閣府政府調達苦情処理対策室(政府調達苦情検討委員会事務局)、電話03-5253-2111(代表))に対して苦情の申し立てを行うことができる。</p>
8-3. 使用する言語及び通貨	<p>手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。</p>
8-4. 手続における交渉の有無	<p>&lt;無&gt;</p>
8-5. 現場説明会の有無	<p>&lt;無&gt;</p>
8-6. 入札保証・契約保証	<p>入札保証:&lt;免除&gt; 契約保証:&lt;納付&gt;</p> <p>※契約保証に関する詳細は「入札者に対する指示書 第18 契約の保証」のとおり</p>
8-7. 契約書の作成	<p>必要(原則、電子契約による)</p> <p>※「契約書(案)」により作成することとし、株式会社コンストラクション・イーシー・ドットコムが提供する電子契約サービス「CECTRUST-Lightサービス」を利用すること。</p> <p>※詳細は当社Webサイト掲載の「電子契約」のとおり</p> <p><a href="https://corp.w-nexco.co.jp/procurement/contract/">https://corp.w-nexco.co.jp/procurement/contract/</a></p>
8-8. 支払条件	<p>契約書(案)のとおり。</p>
8-9. 履行義務	<p>落札者の申込みに係る参加表明書及び技術提案書において提示した技術等は契約上の履行義務として取り扱い、その履行が不適切であると認められる場合は、必要な請求を行うとともに、その程度に応じて成績評価の減点を行うことがある。</p>
8-10.入札参加資格停	<p>参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合又は入札者の故意又は重大な</p>

止措置	過失により入札書が無効となった場合、提出された参加表明書及び技術提案書が無効とするとともに、入札参加資格停止の措置を講じることがある。
8-11. 工事の入札への参加制限	<p>本業務の受注者、下請負人、又は当該受注者若しくは下請負人と資本若しくは人事面等において関連があると認められる建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請負うことができない。</p> <p>なお、「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者</li><li>②当該受注者の代表権を有する役員が建設業者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者</li></ul>



第9 手続きに関する日程

「1-2. 契約担当部署」における受付は、各期間のうち、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)(「休日」という。)を除く毎日午前10時00分から午後4時00分までとする。

参加表明書及び技術提案書の提出に関する日程

9-1. 手続開始の公告日	令和5年9月1日(金)	
9-2. 函書交付期間	令和5年9月1日(金)から	令和5年9月12日(火)まで
9-3. 参加表明書の提出期間	令和5年9月4日(月)から	令和5年9月14日(木) 午後 4時00分まで
9-4. 指名通知・非指名通知の 予定日	令和5年9月15日(金)	
9-5. 非指名理由の説明請求期 限		令和5年9月25日(月) 午後 4時00分まで
9-6. 技術提案書の提出期間	令和5年9月19日(火)から	令和5年9月28日(木) 午後 4時00分まで
9-7. 技術提案書のヒアリング 期間	-	-
9-8. 質問書の受付期間	令和5年9月4日(月)から	令和5年10月5日(木) 午後 4時00分まで
入札書の提出等に関する日程		
9-9. 入札書提出期間	令和5年10月6日(金)から	令和5年10月17日(火) 午前 11時00分まで
9-10. 開札日時	令和5年10月18日(水) 午後 3時30分	

<p>「別紙 用語の定義」</p>	
<p>1. 随意契約の方法</p>	<p>調査等に発注について随意契約を締結しようとする場合は、次のいずれかに契約手続による。</p> <p>&lt;（簡易）公募型プロポーザル方式&gt;</p> <p>参加希望者に参加表明書を提出させることにより、参加希望者に係る技術的適性の審査を行って技術提案を行わせる者を選定し、次いで、選定された者に特定テーマに係る技術提案を記載した技術提案書を提出させ、当該技術提案を評価し、会社にとって最も有利な提案を行った者を見積者として特定する手続をいう。調査、検討及び設計業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。</p> <p>なお、政府調達協定基準額未満の場合、簡易公募型プロポーザル方式という。</p> <p>&lt;簡易公募型プロポーザル方式&gt;</p> <p>会社が技術提案書の提出を要請した者から提出された技術提案書について、特定テーマ等に係る当該技術提案を評価し、会社にとって最も有利な提案を行った者を見積者として特定する手続をいう。調査、検討及び設計業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。</p> <p>&lt;標準プロポーザル方式&gt;</p> <p>会社が技術提案書の提出を要請した者から提出された技術提案書について、特定テーマ等に係る当該技術提案を評価し、会社にとって最も有利な提案を行った者を見積者として特定する手続をいう。調査、検討及び設計業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。</p>
<p>2. 価格落札方式</p>	<p>契約制限価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする方式をいう。</p>
<p>3. 総合評価落札方式</p>	<p>入札者の提示する専門的知識、技術及び創意等（以下「技術等」という。）によって、調達価格の差異に比して、業務の成果に相当程度の差異が生ずると認められる調査等に係る契約を締結しようとする場合に、入札者に入札価格及び技術等をもって申込みをさせ、評価値の最も高い者を落札者とする方式をいう。</p> <p>なお、入札価格と技術等がもたらす総合評価は、「技術評価点」と「価格評価点」を合算した評価値をもって行う。</p> <p>「簡易型」</p> <p>業務の実施方針等の提出を求め、入札価格との総合評価を行うものをいう。</p> <p>「標準型」</p> <p>業務の仕様の範囲内で品質向上の方法の提案を求める特定テーマを示し、特定テーマに関する技術提案と当該業務の実施方針等の提出を求め、入札価格との総合評価を行うものをいう。</p>
<p>4. 発注規模特例</p>	<p>契約責任者、競争参加資格条件及びその他の条件を、契約制限価格にかかわらず、本業務の手続開始の公告時における発注規模に基づき設定する特例をいう。</p>
<p>5. 設計業務（総合技術監理型）</p>	<p>発注者を支援する総合技術監理業務「業務A」と、業務Aにより監理する複数の設計業務「業務B」について当初業務の受注者に継続的に業務を実施させるものをいう。</p>
<p>6. 一括審査方式</p>	<p>同時期に競争参加資格要件及び技術提案項目が共通する案件を複数発注する際</p>



	<p>に、一括して申請及び審査を実施し、審査結果を複数の案件に共通して適用する方式をいう。</p> <p>なお、参加希望者は、複数の案件の全てに参加を表明する必要はなく、参加希望の案件を選択できる。</p>
7. 契約金額の約定方法	<p>《総価契約》</p> <p>契約の内容に対する総価額をもって契約金額を約定するもの。</p> <p>《単価契約》</p> <p>契約の内容又は性質上、数量を確定することができない場合において、契約の目的物等の項目ごとに単位あたりの価格を約定し、その給付の実績によって契約金額を算定するもの。</p>
8. 入札参加資格停止の措置地域	<p>《地域1》</p> <p>福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県(※1)、奈良県、和歌山県及び岡山県(※2)</p> <p>《地域2》</p> <p>兵庫県(※3)、鳥取県、島根県、岡山県(※4)、広島県及び山口県(※5)</p> <p>《地域3》</p> <p>徳島県、香川県、愛媛県及び高知県</p> <p>《地域4》</p> <p>山口県(※6)、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県</p> <p>※1 地域2にかかる部分を除く。</p> <p>※2 山陽自動車道のうち兵庫県と岡山県の境界から備前インターチェンジまでの区間に限る。</p> <p>※3 中国自動車道のうち佐用インターチェンジから兵庫県と岡山県の境界までの区間に限る。</p> <p>※4 地域1にかかる部分を除く。</p> <p>※5 地域4にかかる部分を除く。</p> <p>※6 関門橋のうち下関インターチェンジから山口県と福岡県の境界までの区間及び関門トンネルのうち下関市大字棕野から山口県と福岡県の境界までの区間に限る。</p>
9. 資本・人的関係のある者同士	<p>以下の①～③のいずれかに該当する者同士は、資本・人的関係のある者同士といえるため、同一案件に参加することができないものとする。</p> <p>①以下のいずれかの場合に該当する資本関係</p> <p>I)子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合。</p> <p>II)親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。</p> <p>②以下のいずれかの場合に該当する人的関係</p> <p>I)一方の会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げるものをいう。以下同じ。)が、他方の会社</p>

等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が会社更生法に基づく更生会社又は民事再生法に基づき再生手続きが存続中の会社等である場合を除く。

(イ)株式会社の取締役。ただし、次に掲げるものを除く。

a)会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

b)会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

c)会社法第2条第15号に規定する社外取締役

d)会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

(ロ)会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

(ハ)会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

(二)組合の理事

(ホ)その他業務を執行する者であって、(イ)から(二)までに掲げる者に準ずる者

II)一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

III)一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

③以下のいずれかの場合に該当する入札の適正さが阻害されると認められる関係

I)組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合。

II)その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

非指名理由の説明請求書

令和 年 月 日

西日本高速道路株式会社  
〇〇支社長 高速 太郎 様

提出者) 住所  
電話番号  
会社名  
代表者

印

令和●年●月●日付で通知された、●●自動車道 ■■地区道路詳細設計業務に係る参加表明書の審査において、非指名となった理由について、下記のとおり説明を求めます。

記

1. 調査等名 ●●自動車道 ■■地区道路詳細設計業務
2. 当該案件の公告日 令和5年9月1日
3. 疑問内容

以 上